

## 設備管理業務委託 特記仕様書

### 1 概要

公立大学法人横浜市立大学（以下「委託者」とする。）は、横浜市立大学木原生物学研究所の安全かつ衛生的で快適な使用並びに設備の効率的な運用に資するため、その設備に係わる運転業務監視及び保守管理、点検、操作業務、故障対応等の管理業務を受託者に委託し、受託者はこれを誠実に履行する。

本仕様書は作業の概要を示すものであるため、本仕様書に示されない事項であっても設備管理上必要と認められる作業については、受託者は委託者と協議のうえ実施するものとする。

### 2 業務対象設備

- (1) 所在 横浜市戸塚区舞岡町 641-12
- (2) 名称 横浜市立大学木原生物学研究所
- (3) 敷地面積 29,300 m<sup>2</sup>
- (4) 建物面積 8,752 m<sup>2</sup>
- (5) 対象設備 受託者が管理する対象となる設備の種類及び数量は「管理対象建築物概要」（別表1）による。

### 3 業務内容

受託者が行う設備管理業務は次の区分とする。

- (1) 一般管理業務（業務内容は「9」に定める。）
- (2) 運転監視業務及び巡視点検保守業務（業務内容は「10」に定める。）
- (3) 特別業務（施設の属性により特別な業務を有する場合をいい、業務内容は「11」に定める。）

### 4 現場責任者及び従事者

- (1) 受託者は設備管理業務を実施するにあたり、本仕様書に記載された業務を満足するに十分な従事者を派遣する。また、従事者を厳選し、日常の行動にも留意して業務を行うこと。
- (2) 管理対象設備及び機器の取り扱いにあたり、資格が法定されている場合は当該法定の資格を有する技術者のいずれかが従事するほか、運転監視及び巡視点検に知識と経験を有する者を従事させる。  
また、法令に関係なく受託者は次の資格等を有し、実務を支障なく遂行できる者を配置させる。  
なお、電気工事士および危険物取扱者の資格を有する者は複数配置すること。

設備	必要資格		規定法令
自家用電気工作物	電気主任技術者	第3種	電気事業法
電気設備	電気工事士	第2種	電気工事士法
機械設備	ボイラー技士	2級	労働安全衛生法
危険物	危険物取扱者	乙4種	消防法
消防設備	消防設備士	乙種	消防法
建築物環境衛生管理	建築物環境衛生管理技術者		建築物における衛生的環境の確保に関する法律

- (3) 受託者は、業務開始までに従事者の中から現場責任者（以下「責任者」という。）及び現場副責任者（以下「副責任者」という。）を選任する。責任者及び副責任者は、設備管理業務について一人で適切に対応できる能力を持つものとする。
- (4) 受託者は、業務開始までに全ての従事者の氏名・住所・年齢・性別・職歴・従事業務にかかる資格等の名称及び作業着手年月日を記載した着手届を委託者に提出する。なお、従事者を交代させる時も同様とする。
- (5) 従事者は学内管理規則を遵守し、教育施設にふさわしい社会常識に適う節度ある行動を心がけなければならない。また、業務中は作業服を着用し、作業服胸部に社名・氏名を明記したバッジをつけること。
- (6) 従事者の業務態度・能力・素行に問題があると判断された場合、委託者は当該従事者の交代をさせることができる。
- (7) 所内は禁煙とする。
- (8) 従事者は許可無く自動車・自動二輪車・原動機付自転車により通勤してはならない。
- (9) 受託者は、従事者の労務管理の一切の責任を負うものとする。また、本業務の公共的使命の重大性に鑑み、従事者の争議・退職・欠勤等に対処できる体制を整えておくとともに、労務管理を十分に行うこと。
- (10) 受託者は、業務上危険が伴う作業においては、従事者に対し常に労働安全の指導と向上を図り、事故の防止に努めること。

## 5 業務実施日時

### (1) 業務実施日

原則として、毎日とする。

### (2) 業務実施時間

業務の実施時間は原則として8時から20時までとし、中央監視室には常時人員を配置する。

### (3) 業務実施時間における従事者の配置

ア 受託者は、平日8時から17時の間2名以上配置するとともに、それ以外の時間は1名以上配置する。また、曜日にかかわらず、8時から17時の間責任者または副責任者を必ず1名以上配置する。

イ 施設公開、設備の整備、修繕等が実施される場合は曜日に関わらず2名以上の体制で対応する。

ウ 上記の他、委託者の事情により実施時間の変更及び従事者の配置の依頼がある場合、受託者はその都度対応しなければならない。突発的な設備の不具合発生などが発生した場合、その業務の都合上実施時間の変更については直前に従事者に依頼をする場合もある。頻度としては月2回程度2時間程度依頼をする可能性がある。その場合の費用負担についてもこの契約に含めるものとし、委託者は追加で超過勤務の費用を負担しない。

## 6 警備従事者との連携について

### (1) 緊急時の対応

責任者は、業務実施時間以外に設備の故障や異常等が起きた際、別契約の警備従事者（以下「警備従事者」という。）からの緊急連絡に対応するとともに、警備従事者への指示あるいは必要に応じて来所する等、最低限の処置を行わなければならない。

### (2) 夜間及び土日に行事等で使用する場合、警備従事者が提出する「時間外利用申請書」に基づき対応する。

## 7 業務計画書及び報告書等の提出

### (1) 業務計画書の提出

責任者は、業務前月末に業務内容及びその時期を記載した業務計画書を委託者に提出するとともに、年間業務計画書を前年度3月末日までに提出する。

なお、令和4年4月の業務計画書及び令和4年分の年間業務計画書については令和4年4月1日に提出する。

### (2) 業務報告書の提出

責任者は、業務内容及び業務日時、消耗品の管理記録、委託者が別契約で実施した保守点検、修繕などの日時、業者名等を記録した管理月報（別表-3）を翌月初めに委託者に提出する。また、日々の業務内容を記録した管理日報を翌日に委託者に提出する。

### (3) 業務報告書の検査

責任者は、提出した業務報告書に関し、受託者より検査を受けるとともに、疑義等がある場合には誠実に対応しなければならない。

## 8 什器、備品及び管理業務用消耗品等

### (1) 受託者が設備管理業務の履行にあたり必要とする什器備品等は、委託者の提供する次のものを除き、受託者の負担とする。

ア 委託者は、机及び椅子、書籍、ロッカーを貸与する。ただし、受託者の事由によりそれらを損失した場合には、受託者の負担により修復しなければならない。

イ 委託者は、受託者が常時使用する工具類、潤滑油、水、電気、ガス及び塗料等消耗品、小修繕に必要な材料、設備機器の保守に必要な部品及び管理月報用紙を支給する。

### (2) 責任者は、次項にあげる一般管理業務に基づき管理用記録書類を作成し、消耗品等在庫状況を毎月度委託者に報告し、承認後記録書類を保管する。

### (3) 委託者担当者との連絡や業務上必要な書類の作成を行うため、業務用のPCを1台貸与する。

## 9 一般管理業務

### (1) 計画立案業務

責任者は、一般管理業務を計画的に実施するため、次の計画書を作成し委託者に提出する。

ア 運転監視業務計画書

イ 年間及び月間の点検、測定、整備に関する作業計画書（別表-2）

### (2) 検査及び報告業務

責任者は、一般管理業務の実施にあたり委託者に対し次の報告・連絡を行う。

ア 運転監視及び巡視点検等により発見した故障箇所・修理必要箇所の報告及び意見の具申

イ 日報及び月報等報告書の提出

ウ 事故の発生及び非常時における委託者への緊急連絡

エ 電力・用水・ガス・油等の使用量の他、運転・点検等に関する記録の分析・検討とその結果の報告

### (3) 立会い業務

責任者は、官公庁等による立入検査及び委託者が別途契約により実施する設備点検、保守に関する業務が行われる場合立ち会わなければならない。また、設備管理業務の対象となる設備の修理、改修工事等が行われる場合立ち会わなければならない。

(4) 保管管理業務

責任者は次に掲げる図面等の保管管理を行なう。

- ア 委託者が貸与した設備等関係図面・図書類の保管管理
- イ 委託者が中央監視室に備えた各設備機器台帳の保管管理
- ウ 委託者が貸与している工具・器具及び消耗品等台帳の管理
- エ 委託者が支給した消耗品及び予備品の在庫管理

(5) 清掃等業務

- ア 機械室は定期的に清掃する。床の他、設備等も掃き掃除、拭き掃除等する。
- イ 機械室の床は計画的に塗装する。その際の塗料、ローラー等消耗品は委託者が支給する。

(6) 設備管理業務に関する提案

ア 受託者は、実施期間中の実状を踏まえ、委託者に対し業務改善の提案を書面にて行うことができる。当該提案内容は、委託者において検討のうえ、採択の是非を決定する。

なお、受託者の提案を採択する場合、委託者と受託者の間で協議のうえで仕様の改定に反映するものとする。

イ 仕様を改定した場合、契約金額の改定について委託者と受託者の間で協議のうえでこれを決定する。

(7) 設備等増減にかかる対応

ア 本契約期間中に、委託者の建物の改修・廃止等により設備等の増減が発生した場合は、受託者は当該部分に係る仕様の変更を認めるものとする。

イ 前記アによる契約金額の改定については、委託者と受託者の間で協議のうえこれを決定する。

10 運転監視及び巡視点検保守業務

(1) 受託者は、業務の実施にあたり、電気事業法、労働安全衛生法、消防法等関係法令及び委託者の規程等を遵守するとともに、運転に係わる取扱を規定している場合は当該法令の定めによる他、建物の用途、設備の安定的かつ効率的な運転、経済性及び緊急時の迅速な対応等を考慮し、各設備を安全、適正に管理する。

(2) 業務の実施にあたり、通常の使用状態で専門知識と併せて設備等現場踏査を実施し点検を行う。

(3) 業務の範囲は、常備する計器、工具等を用い、異音、異臭、汚損、過熱、変色、腐食、発錆、損傷、緩み、漏れ、亀裂、脱落及び絶縁抵抗測定、不点灯の電球交換等、以上の巡視及び計器指示等により点検を行う。

(4) 業務の内容は次のとおりとし、その細目は横浜市建築局「運転・監視及び日常点検・保守業務委託仕様書」(最新版)による。(以下「運転・監視等仕様書」という。)

ア 運転・監視業務

業務計画に基づき設備機器を稼働させ、その状況を監視及び制御すること。

イ 点検業務

点検基準に基づき、設備等の機能及び劣化の状態を個々に調べることをいい、機能に異常がある場合又は劣化がある場合、受託者が修繕・整備が可能か委託者と受託者の間で協議し、必要に応じ委託者が判断する。

ウ 保守業務

設備等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は部品の取り替え、注油、汚損の除去及び機器の定期的清掃、調整等の軽微な作業をいう。蛍光灯の安定器交換、蛍光灯のL

ED交換作業、各種空調機器のフィルター交換等も含まれる。

また、各種空調機その他盤内を可能な範囲で清掃し、コンデンサー等の外観も確認することにより膨張等を早期発見し、火災等異常発生を未然に防ぐ。

#### エ 補修業務

運転・監視業務、点検業務で判明しない事故、故障の原因調査及び担当職員の指示する調査、少破修繕(消耗品で修理可能な範囲及び塗装)及び部品交換等をいう。

#### (5) 運転監視・巡視点検保守記録

業務における運転・測定・計測・点検・及び実施状況の記録は、委託者が定める各種運転日報等及び各種点検記録表等(別表-3、別表-6)に記録する。細目は「運転・監視等仕様書」による。

#### (6) 障害等の排除

責任者は、設備の運転、操作及び使用上の障害となるものの有無を点検し、注意標識等が適正に取り付けられていることを確認する。

#### (7) 応急処置

責任者は、設備機器等に故障、異常を発見し、応急処置の必要があるときは、その波及被害を防止するため処置をする。送電の停止、或いは機器の運転の停止を必要とする場合は、直ちに委託者に通報する。

### 11 特別業務

#### (1) 電気主任技術者業務

受託者は、電気事業法及び電気事業法施工規則に規定する電気主任技術者を専任配置し、電気主任技術者業務を行う。他の建物との兼任は認めない。

委託者は電気事業法第43条第1項の選任について、受託者の従業員であり委託者に常時勤務する者を選任するものとする。

ア 電気技術者の業務は電気工作物保安規程に定める自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督とする。委託者はその電気技術者として選任された者の意見を尊重するものとする。

イ 電気技術者が行う職務の保安上重要な事項については委託者と協議、連絡報告及び調整を行うものとする。但し緊急の場合は受託者が応急処置をとる。

ウ 設備の改修、修繕その他管理物件の保安上重要な措置については、電気主任技術者は委託者に報告する。

エ 受託者が電気主任技術者として選任する者は、その自家用電気工作物の保安のために指示を出し、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者はその指示に従うものとする。

オ 電気主任技術者として選任されたものは自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務を誠実に行うものとする。

カ 電気主任技術者の業務についてこの仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合については委託者と受託者の間で協議する。

#### (2) 電気設備定期点検時の負荷設備点検（年次点検）

委託者が別途契約により実施する電気設備定期点検に併せて、次の業務を実施する。

ア 全停電時の非常灯、誘導灯の点灯状況確認を行う。

イ 給排水等各設備の停止、復旧及び復電後の電灯、空調等の正常動作確認を行う。

ウ 不良を発見した場合、その原因調査を行う。

エ 常時運転の機器についてVベルト等の交換を行う。

#### (3) 環境衛生管理技術者業務

受託者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物環境衛生管理技術者を専任配置し、木原生物学研究所の建築物環境衛生調査票(別表-4)の維持管理が環境衛生上適正に行われるよう監督する。他の建物との兼任は認めず、常駐作業員とする。

本仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合については委託者と受託者の間で協議する。

(4) 建築物環境衛生基準に基づく業務

ア 空気環境測定は、2か月に一度、委託者が指定する18ポイントで行う。

イ ネズミ等の防除を行う。

ウ 雑用水の検査を2か月に一度行う。

(5) その他の設備点検

ア 中和槽等の薬液の投入等設備の薬液の管理を行う。

イ 必要に応じて冷却塔内部等の設備を清掃する。

ウ 空調設備の常時監視を行い、円滑な管理を行う。特殊空調設備については別表-5に記載する。

エ 植物栽培室の空調自動制御システムに設定されたプログラム内容を理解し、外気温度、室内温度をもとに微調整を行い、各小部屋の設定温度になるように微調整を行う。

オ 水質汚濁防止法に従い、有害物質特定施設の構造基準について定められた回数点検を行う。洗浄しについては、流し本体の亀裂の確認は1か年に1度、床面のひび割れについては1か月に1度行う。(別表-7)

## 12 業務改善

(1) 委託者は、書類審査・現場検査の結果、設備管理業務の履行に不備があると認めた場合、受託者に対し口頭又は書面により改善要求を行う。

(2) 委託者が改善要求を行い、かつ受託者による改善がなされない場合又は改善が不十分であると判断される場合、受託者の業務不履行とし、委託者は代金の一部を支払わない、または契約の全部又は一部解除を受託者の承諾を得ることなく行うことができるものとする。

(3) 委託者が書面による改善要求を行ったにも関わらず受託者によりこれが改善されない場合、及び書面による改善要求が1年度の間を受託者に2回以上なされた場合は、委託者は受託者の承諾を得ることなく契約を解除できるものとする。

## 13 共通事項

(1) 受託者は、委託者が定める基準、規定等を遵守しなければならない。

(2) 各機器の保全管理上必要と認められる場合には、点検内容、点検・作業周期等を委託者の指示により見直して実施する。また、委託者の指示によりその他の機器の運転・停止を行う。

(3) 管理設備以外の設備の故障が発生した場合、緊急を有する時は委託者に連絡を取り、通常勤務者で対応が取れるものについては指示を受け対応する。

(4) 軽微な故障以外で正常に機能しない場合、速やかに報告し委託者により修理するものとする。

ただし、受託者の操作ミス等に起因する故障や破損事故の場合、委託者と受託者の間で協議のうえ受託者の負担で修理を行わなければならない。このとき、メーカーへの修理の依頼は委託者が行うが、委託者が指示した場合は受託者が依頼できる。

(5) 本仕様書に規定しない建築保全業務全般にかかわる技術基準については、国土交通省大臣官房営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」最新版を準拠すること。

(6) その他、本学担当者の指示する簡易設備機器について、運転を実施すること。

#### 14 災害等の非常時の対応について

- (1) 受託者は、地震・水害等緊急事態発生時に備え、勤務外の非常呼出しに応じられる体制を確立しておくこと。
- (2) 受託者は、地震・水害等緊急事態発生時には24時間態勢で業務を行うこと。また、その際受託者の常駐者にとって必要な十分な量の食料等を常備すること。

#### 15 機器の事前確認及び引継ぎ

##### (1) 事前の業務の引継ぎ

受託者は、機器を安全に操作するため、委託履行前までに委託者の許可を得て、委託対象機器の確認を十分行い、機器の操作方法及び状態を詳細に把握する。

##### (2) 次期受託者への業務の引継ぎ

ア 受託者は業務計画書、業務報告書及び業務の遂行に伴い作成した次の項目に関する書類等を次期受託者に引き継がなければならない。

- (a) 管理業務により作成した日誌、記録等
- (b) 施設、設備等の修繕履歴
- (c) 備品、消耗品等の管理簿
- (d) その他必要書類

イ 委託対象機器の操作方法等マニュアルを作成し、次期受託者に円滑に業務を引き継げるよう努める。

ウ 次期受託者への引継の際に必要な施設の管理運営状況等の情報について、委託者から調査がある場合は対応する。その場合随時資料や情報を提供すること。

##### (3) 引継ぎにかかる費用

引継ぎにかかる費用は受託者の負担とする。

#### 16 守秘義務

受託者は、本委託により得た資料および情報について厳重に管理のうえ、委託者の業務を委託される担当者のみで取り扱い、複製等あるいは第三者に貸与、譲渡、口外等してはならない。

契約終了後についても同様とする。

また、個人情報取り扱い特記事項に基づき個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を提出すること。

#### 17 信用失墜行為の禁止

受託者は、その職の信用を傷つけること及び不名誉となるような行為をしてはならない。

#### 18 事故処理

委託者の責任によらない作業中の事故（人身事故を含む。）については、一切受託者の責任において処理するものとする。

## 別添資料

(本資料は参考とする。受託者は、本資料を基に計画書等を作成し、受託者の承諾を得ること。)

### 目次

#### 別表-1

管理対象建築物概要 (概算数量)

#### 別表-2

- (1) 年間管理工程表 (案)
- (2) 月間作業計画書 (案)

#### 別表-3

- (1) 日時点検表 (ボイラー、建築) (案)
- (2) 週次点検表 (受変電設備、空気調和関連機器) (案)
- (3) 月次点検表 (受変電設備、空気調和関連機器、給水排水等、建築・避雷設備・昇降機) (案)
- (4) 3ヶ月点検表 (建築) (案)
- (5) 管理月報 (案)
- (6) 補給水報告書 (案)

#### 別表-4

建築物環境衛生調査票 (案)

#### 別表-5

特殊空調設備実験室

#### 別表-6

電気工作物巡視点検月報 (案)

#### 別表-7

定期点検の記録 (洗浄流し) (案)

# 自家用電気工作物保安業務特記仕様書

## 1 業務内容

- (1) 保安業務の受託者は、委託者の名義で経済産業省及び関係機関への届出の手続き一切を行うものとする。
- (2) 電気設備に事故が発生した場合及び発生するおそれがある場合は、事故原因を探求し、応急処置を指導助言するとともに、電気事故報告書の作成手続きを行うものとする。
- (3) 電気設備の工事を施工するにあたっては、必要な助言及び監督を行うとともに、関係機関へ届出の手続き一切を行うものとする。
- (4) 電気設備の点検、試験項目は別紙のとおりとし、年次点検に関しては別契約とする。
- (5) 保守点検作業の実施にあたっては、事前に受託者が予定表を作成し、委託者に提出する。実施後は、速やかに定められた様式(別表-6)により、点検報告書、作業日誌等の必要書類を提出すること。
- (6) 点検報告書は、正副2部作成し、正本は委託者に提出するものとする。副本は受託者が保管し、次期受託者に引き継ぐものとする。

契約電力	定格電圧	業 種
650KW	6,600V	研究所

### 非常用予備発電装置

定格出力	定格容量	定格電圧	種 類
437.5KW	437.5KVA	6,600V	ガスタービン

\* 受電設備の清掃を行うこと（年1回）

別表第1

点検、測定及び試験の基準

1-1 月次点検及び年次点検

電気工作物	点検方法	月次点検	年次点検		
			A	B	
受電設備 第二受電設備以降を含む	責任分界となる 区分開閉器、 引込線等 (架空電線、支持物 ケーブル)	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		*1 ○	○
		区分開閉器動作試験		*1 ○	○
		保護継電器動作試験		*1 ○	○
		保護継電器動作特性試験			○
	断路器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		*1 ○	○
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		動作試験		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	計器用変成器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
電力用コンデンサ	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
避雷器	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
母線	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	

電気工作物	点検方法	月次点検	年次点検		
			A	B	
受電設備 第二受電設備以降を含む	配電盤、 制御回路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○
		計器校正試験			○
	制御回路試験		○	○	
	受電設備の建物・室、キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○
接地装置	外観点検	○	○	○	
	接地抵抗測定		*2 ○	○	

配電設備	配電線路(架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検		○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	断路器、遮断器、開閉器、変圧器、計器用変成器、電力用コンデンサ、その他高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
	接地装置	外観点検		○	○
接地抵抗測定			*2 ○	○	
非常用予備発電装置	原動機、付属装置	外観点検	○	○	○
		始動試験	○	○	○
		機関保険継電器動作試験		○	○
	発電機、励磁装置、接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		*2 ○	○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○
		制御装置試験		○	○
		その他は受電設備に準ずる			

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検	
				A	B
蓄電池設備	本体	外観点検	○	○	○
		液量点検	○	○	○
		電圧・比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置、付属装置、接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		*2 ○	○
電気使用場所の設備	電動機類、電熱装置、電気溶接機、照明装置、配線、配線器具、その他の機器、設置装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		*2 ○	○
		漏洩電流測定		○	○

- (注) (1) 「外観点検」とは、主として目視による点検することをいいます。  
(2) \*1を付した項目は、停電範囲により実施できないことがあります。  
(3) \*2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがあります。  
(4) 「漏洩電流測定」は、高圧受配電設備の変圧器の第2種接地工事の接地線において測定します。  
(5) 変圧器の二次側より最初の主開閉器電源側までの電路と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録により代えることがあります。  
(6) 月次点検及び年次点検の具体的実施項目は、別に定める「点検項目・点検内容・周期」によります。

別表第2

点検、測定及び試験の一部 又は全部を実施しない場合

1	漏電火災警報器、昇降設備等の取扱いに法令による特定の資格を要するもの又はオートメーション化された工作機械群等の取扱いに特殊の専門技術を要するものについては、主開閉器から各機器の電源側電路までの絶縁抵抗測定(実施可能なのに限る。)以外の点検、測定及び試験
2	移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線については、常時電路に接続して使用されるもの及び点検時現場におかれてあるもの以外のものの点検、測定及び試験

1-2 臨時点検

- (1) 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状況の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行います。
  - ア 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
  - イ 受電用遮断器(電力ヒューズを含みます。)が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
  - ウ その他の電気器材に異常が生じた場合は、その電気工作物
- (2) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度、点検、測定及び試験を行います。

※ 点検、測定及び試験の周期

点検の種別		周期
月次点検		毎月1回
年次点検	A	毎年1回
	B	3年1回
臨時点検		必要の都度

- (注) (1) 年次点検A及びBには、月次点検が含まれています。
- (2) 年次点検Bには、年次点検Aが含まれています。